

# 2019年度 静岡県油彩美術家協会規約

## (目的)

第一条 この会は、静岡県内における油彩美術家の連携を密にし、油彩美術を基本として、多様な表現を追求し、文化の向上に寄与することを目的とする。

## (名称)

第二条 この会は、**静岡県油彩美術家協会**(以下[協会])という、**静岡県牧之原市相良159**に置く。

## (事業)

第三条 協会は、第一条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 展覧会の開催。
- 2 研究会の開催。
- 3 福利厚生。
- 4 前各号に定めるもののほか、必要と認める事業。

## (同人)

第四条 協会の同人は、静岡県内に居る油彩美術家**(正会員・準会員)**であって、この会の主旨に賛同する者とする。

## (組織)

第五条 1 協会に次の役員を置く。

- ① 会長・・・1名
- ② 副会長・・・3名
- ③ 事務局長・・・1名
- ④ **常任委員**・・・会長、副会長、事務局、会計、東・中・西各地区から3名程度選出し構成する。
- ⑤ **運営委員**・・・**必要な人数で構成する。(搬入業務・展示・通知事務等)**
- ⑥ 会計・・・1～2名
- ⑦ 監事(会計監査)・・・2名

- 2 **運営委員及び監事は正会員より常任委員会**において選出し、総会において承認する。
- 3 会長は**正会員**の中から選出し、総会において承認する。
- 4 会長は、協会を代表し、会務を総理する。
- 5 会長は、副会長及び事務局長、書記、会計を任命する。
- 6 会長は、**常任委員**を任命する。
- 7 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 8 **常任委員は、常任委員会を構成する。**
- 9 **運営委員は運営委員会を構成する。**
- 10 会計は、協会の事務及び会計を処理する。
- 11 監事は協会の事務及び会計を監査する。
- 12 協会は、**正会員(常任委員、運営委員)、準会員**をもって構成する。
- 13 **会長は、正会員の中から本展審査員(必要とする人数)を選任することができる。**

第六条 役員の任期は、3年とする。再選を妨げないが2期6年までとする。  
補欠による役員の任期は、前任者の残留期間とする。

## (会議)

第七条 協会の会議は**常任委員会・運営委員会**及び総会とする。

前項の規定にかかわらず、**常任委員会及び運営委員会**において必要があると認めるときは、臨時に特別の委員会を置くことができる。

## 第八条

- 1 総会は年1回とする。ただし、必要があるときは臨時にこれを開くことができる。
- 2 総会は会長が招集する。
- 3 総会の議長は総会で選出する。
- 4 総会は同人をもって組織し、次の事項について議決する。
  - ① 規約の制定、変更。
  - ② 事業計画及び予算の議決。
  - ③ 事業及び決算の認定。
  - ④ 前各号に掲示するもののほか、協会運営についての基本的事項の議決。
- 5 総会の会議は、**関係同人(正会員・準会員)**が過半数以上出席しなければ開くことができない。

- 6 協会の議決は、出席同人の過半数をもって議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 **顧問委員(常任審査員)**をおくことができる。  
顧問は重要項目について会長の諮問に応じ、また会議に出席して意見を述べるすることができる。

**(常任委員会及び運営委員会)**

- 第九条 1 **常任委員会及び運営委員会**は会長が必要と認めたとときこれを召集し、会長は会議の議長となる。  
2 **常任委員会及び運営委員会**は次の事項について議決する。
- ① 総会に提出する議案の作成。
  - ② 総会の委任する事項。
  - ③ 同人の資格に関する事項。
- 3 **常任委員会及び運営委員会**における議事については、前条第5項及び第6項の規定を準用する。

第十条 第七条第2項に定める特別の委員会は、会長がこれを招集し運営にあたる。

**(会計)**

第十一条 協会の会計は会費、寄付金、補助金、その他の収入をもってあてる。  
会費は次のとおりとする。

|       |                    |         |
|-------|--------------------|---------|
| ① 会費  | <b>正会員 一人につき 年</b> | 8,000 円 |
|       | <b>準会員 "</b>       | 6,000 円 |
| ② 出品料 | <b>一般</b>          | 4,000 円 |

第十二条 協会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第十三条 協会を退会しようとするときは退会届を会長に提出しなければならない。  
ただし、次の場合は**常任委員会**の議決を経て退会させることができる。

- ① 会費を半年以上滞納した場合。
- ② 協会の体面を著しく損ねた場合。

**(事務局の設置)**

第十四条 協会は事務を処理するため、事務局を置くことができる。

**(委任)**

第十五条 この規約の施行について必要な事項は常任委員会で決める。

**(附則)**

|      | 略          | 施行  |
|------|------------|---|
| ※ 設立 | 昭和47年9月12日 |   |
| ※    | 昭和56年7月19日 | 第十一条改正。   |
| ※    | 昭和62年8月    | 第八条第7項改正。   |
| ※    | 平成19年4月29日 | 第五条1項の①改正。<br>第五条3項改正。<br>第五条5項改正。  |
| ※    | 平成20年4月29日 | 第八条7項改正。  |
| ※    | 平成21年4月29日 | 第五条10項改正。<br>第十一条①の評議員会費改正。   |
| ※    | 平成22年4月29日 | 第五条1項の④及び6項及び8項の改正。<br>第六条の改正。<br>第七条の改正。<br>第八条の改正。<br>第九条の改正。<br>第十三条の改正。<br>第十五条の改正。 |
| ※    | 平成25年4月29日 | 第一条の改正<br>第二条の改正  |
| ※    | 平成26年4月28日 | 第五条1項の⑤及び3項の改正  |

- ※ 平成27年4月25日 第八条の7項の改正。  
 第十一条の①の改正  
 第八条の項7の改正  
 第十三条の項①改正  
 (本項は平成27年度より施行する)
- ※ 平成29年7月1日 第五条の④の改正  
 (本項は平成29年度より施行する)
- ※ 平成30年9月1日 第四条の改正  
 第五条の1の④及び⑤  
 第五条の2及び3・5・6・8・9・12・13の改正  
 第八条の5・7  
 第九条の1・2・3  
 第十一条の①・②  
 第十三条
- ※ 平成31年4月27日 (本項は平成31年度より施行する)  
 第二条の改正  
 (本項は平成31年度より施行する)

《内規》

- 1 規約第五条、第六条の補則
  - ① 顧問委員については任期を定めない。
  - ② **常任委員は、正会員の中から常任委員会**にて推薦し、総会において承認する。
  - ③ この規約の立案及び改正は**常任委員会**において行う。総会における承認は必要とするが、規約として明文化するものではない。
  - ④ 役員任期は2期6年までとするが、**運営委員**はこの限りではない。
- 2 **選考委員会(常任委員会が兼ねる)**は必要に応じて会長が召集する。
  - ① 役員人事案件
- 3 事務局の増員・・・事務局長は、必要に応じて増員を要請し、会長が任命する。
- 4 会計は事務局内におく。
- 5 慶弔に関する内規
  - ① 協会への顕著な功労者及び協会同人が絵画制作に関して得難い栄誉ある快挙成し遂げた者への表彰等、三役にて相談し適切に対処することができる。
  - ② **常任委員・顧問委員**及び三役が死亡した場合は、弔電及び弔慰金等を出す。金額等は三役により相談して決める。ただし、会長事務局に葬儀前日までに連絡があった時のみとする。
  - ③ その他、協会発展に大きく尽力された同人の死亡については、会長の判断により適宜対処することが
- 6 その他
 

事業計画は次年度まで含む。

# 静岡県油彩美術家協会 規約

2019年（平成 31年度・令和 元年度）

る。



できる。